

事務事業	8003	ひとり親家庭等医療費助成事業	担当課 課長	住民課 長谷 正実	担当係 担当者	保険年金係 皿田 亜希子
計後 画期 体計 系画	施策	05 子どもを安心して生み育てることができるまちをつくる	会計	1	一般会計	
	取り組み方針	180 出産や育児の負担を軽減する	款	3	民生費	
			項	3	児童福祉費	
			目	4	ひとり親家庭等医療対策費	
			基本事業			
法令根拠条例等	志免町ひとり親家庭等医療の支給に関する条例、志免町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例施行規則		個別計画			
実施期間	□28年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 S58 年度より開始		□期間限定(複数年)		年度～	年度

【事業の目的・内容】(改行は、「Alt」+「Enter」で行ってください) 18歳未満の児童を養育する父または母と6歳以上18歳未満の児童を対象とし、医療費の一部負担金(3割自己負担)を助成するひとり親家庭等を対象とした医療であり、支給資格として所得制限等がある。	<input type="checkbox"/>	2次評価会議に提出します (左にチェックを入れる)
【業務内容(町職員の仕事内容)】(改行は、「Alt」+「Enter」で行ってください) ひとり親医療申請の手続き、医療証の発行、再発行、更新手続き、県外受診の払戻、高額医療手続き、県補助金の申請等。	主な 事業 費の 内訳	ひとり親家庭等医療費 35,220 千円
		レセプト審査委託料 728 千円
		消耗品費 38 千円
		千円
		千円

1 現状把握の部(DO)

(1) 事務事業の目的と指標

① 手段(主な活動) 28年度に行った主な活動(※簡条書きで記入) 福岡県の制度に則り、ひとり親家庭等医療の申請の届出があった者に対して、制度の説明と医療証の交付を行う。 ひとり親家庭等医療証を使って受診した者の医療費を支払う。	⇒	④ 活動指標(事務事業の活動量を表す指標)	指標数値				
			名称	単位	27年度	28年度	29年度
		ア	支払件数	件	11,080	11,130	11,130 (見込)
		イ					(見込)
		ウ					(見込)
		② 対象(誰、何を対象にしているのか) 18歳未満の児童を養育するひとり親の父母と就学後から18未満の子ども(18歳になってから最初の3月31日まで)	⇒	⑤ 対象指標(対象の大きさを表す指標)	指標数値		
		名称	単位	27年度	28年度	29年度	
ア	ひとり親家庭等受給資格者数	人	1,139	1,111	1,111 (見込)		
イ					(見込)		
ウ					(見込)		
③ 意図(この事業で、対象をどのような状態にしたいのか) 経済的に負担の多いひとり親の世帯の医療費負担を軽減する。 子どもが、病院を受診しやすくする。	⇒	⑥ 成果指標(対象における意図の達成度を表す指標)	指標数値				
		名称	単位	27年度	28年度	29年度	
ア	一人当たりの平均受診回数	回	目標 9.5 実績 9.7	9.6 10.0	10.0		
イ			目標				
			実績				
ウ			目標				
			実績				
エ			目標				
			実績				
オ			目標				
			実績				

(2) 総事業費の推移

事業費	財源内訳(千円)	27年度 (決算値)	28年度 (当初予算)	28年度 (決算値)	29年度 (当初予算)	30年度 (計画)	31年度 (計画)
	経費						
	国・県支出金、地方債等	15,461	16,700	15,786	16,565		
	受益者負担等	8,053	4,500	6,118	8,690		
	一般財源	15,701	16,803	14,081	16,754		
	合計(A)	39,215	38,003	35,985	42,009	0	0
	(内臨時・嘱託職員人件費)						
正職員人件費[按分](B)	3,010	4,833	5,130	5,267			
トータルコスト(A)+(B)	42,225	42,836	41,115	47,276	0	0	

# 事務事業評価表(事業実施年度:平成28年度)

## (3) 事務事業の環境変化・住民意見等

① 事務事業を開始したきっかけは何ですか?いつ頃どんな経緯で開始されましたか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化していますか?	③ 事務事業に対して関係者からどんな意見や要望が寄せられていますか?(誰からの意見か明記)
昭和58年10月1日に福岡県統一の制度として始められ、県下各市町村が条例を制定して実施している。	平成20年10月の制度改正により、母子だけでなく父子家庭も助成の対象として拡大された。所得制限等受給要件については児童扶養手当に準じており、認定に係る部分については、平成20年10月以降特に変わったことはない。状況の変化としては、父子家庭及び未婚で出生した母が増加傾向にある。	特になし。

## (4) 昨年度の評価結果の取り組み状況調べ

昨年度の事務事業評価結果		28年度の取り組み状況と今後の方針	
事業の方向性	平成28年度の取り組み概要及び期待される効果	実施状況	実施できなかった理由と今後の方針
<input type="checkbox"/> 廃止・休止 <input type="checkbox"/> 目的の見直し <input type="checkbox"/> 有効性改善 <input type="checkbox"/> 効率性改善  <input type="checkbox"/> 事務事業終了 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持・継続		<input checked="" type="checkbox"/> 記述どおり実施できた (コメント必要ありません)  <input type="checkbox"/> 一部実施できた(理由→) <input type="checkbox"/> 実施できなかった(理由→)	

## 2 評価(SEE)及び全体総括の部 \* 原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

### (1) 評価

	評価の理由
<b>目的妥当性評価</b> ① 上位施策への貢献度は大きいですか? ※総合計画を参照してください <input checked="" type="checkbox"/> 貢献度大きい(理由→) <input type="checkbox"/> 貢献度ふつう(理由→) <input type="checkbox"/> 貢献度小さい(理由→)	ひとり子育てをしていることで、継続的、長期的就労が困難である等、経済的負担が大きくなってしまふ、父もしくは母及び小学生以上18歳以下の子どもの医療費を一部助成をすることで、親子ともに安心して子育てができることにつながるため。
② 税金を使って達成する目的(対象と意図)ですか? (事業の目的は、総合計画の町の役割や基本方針に合っていますか?) <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である(理由→) <input type="checkbox"/> 妥当性が低い(理由→)	医療を必要とする子どもの受診機会を確保することは、未来を担う子ども達の健全育成に繋がり、保護者の経済的・心理的負担を和らげることで、施策への貢献度も大きいことを考えると、行政が取り組むことが妥当といえるため。また、県の制度であるため。
<b>有効性評価</b> ③ 成果がこれ以上向上する余地(可能性)はありますか? <input type="checkbox"/> 成果向上余地がある(理由→) <input checked="" type="checkbox"/> 成果向上余地がない(理由→)	受給要件等は県の制度どおりとしているため。
④ 廃止・休止した場合、成果への影響はありますか? <input checked="" type="checkbox"/> 影響あり(理由→) <input type="checkbox"/> 影響なし(理由→)	対象者の経済的負担が増大し、それを理由に、治療が必要な親や子どもが受診できなくなる怖れがあるため。
<b>効率性評価</b> ⑤ 現状の成果を落とさずにコスト(予算+事務従事時間)を削減する新たな方法がありますか?(広域連携や民間委託等の導入など) <input type="checkbox"/> ある(具体的な内容→) <input checked="" type="checkbox"/> ない(理由→)	事業費が受給者への助成額そのものであるため、成果を落とさずコストを削減する方法は考えにくい。また、受診数を減らすこと、医療費助成額を減らすことは難しく、そこを重要視すれば施策と相反することになるため。

### (2) 28年度を振り返って(全体総括・反省点)

対象者に対し、受付、支払等の必要業務が実施できている。また、所得制限や受給要件が児童扶養手当と同じであるため、子育て支援課と連携して該当者への制度周知を図ることができている。児童扶養手当の手続きと必要書類が重複していることで、子育て支援課で手続きが済んでいると思ってしまう方もいるため、子育て支援課でのくり返し案内等協力をいただいた。婚姻、事実婚、生活保護の開始等により、遡って資格を喪失した場合、喪失日以降に助成を受けた分について、受診歴が確認でき次第本人へ返還請求を行うが、納付期限内に返還してもらえないことがある。あらかじめ返還金が発生しないよう、医療証を使用している受診は控えていただくお願いもしているが、喪失事由発生時にすぐに本人と接触することができないため、そのまま使用してしまうケースが多い。毎年の更新申請時にしっかりと伝えておく必要があると思われる。

## 3 今後の方向性(29年度以降の計画と30年度予算への反映)(PLAN)

(1) 今後の事業の方向性(複数選択可)	(2) 平成29年度以降に取り組む内容と期待される効果
<input type="checkbox"/> 廃止・休止(理由→) <input type="checkbox"/> 目的の見直し(内容→) <input type="checkbox"/> 有効性改善(成果向上)内容→ <input type="checkbox"/> 効率性改善(コスト削減)内容→  <input type="checkbox"/> 事業終了 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持・継続	